

上板町「人・農地プラン」を公表します

2015年10月6日

☆ 人・農地プランの公表について ☆

上板町では、国の「人・農地問題解決推進事業実施要綱」及び上板町の「人・農地プラン作成ガイドライン」に基づき「人・農地プラン」を策定しましたので、公表します。

○策定地域	大山地区・松島地区・高志地区
○策定日	平成27年9月25日
○閲覧時間	平日の8:30～17:15
○閲覧場所	上板町役場産業課

※ この人・農地プランは、次の事案等が発生した場合、随時変更することとしています。

1. 新規就農者が出てきたとき
2. 新規認定農業者ができたとき或いは既存認定農業者がプランの地域の中心となる経営体となるとき
3. 集落営農・法人を立ち上げ中心となる経営体となるとき
4. 農地集積協力金該当者がでてきたとき
5. 現在のプランの内容が、地域の実情と合わない場合など

◇ 人・農地プランとは

国では、目標とする「持続可能な力強い農業」の実現に向けて、農地集積による大規模化と農地の流動化を推進しています。

また「持続可能な力強い農業」を目指す上で課題となる、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などといった「人と農地の問題」の解決に向けて、5年後或いは10年後に誰がどのように農地を利用するのかを、プラン作成時から5年後を基準として計画をまとめます。

このプランでは、地域の農業の担い手を「地域の中心となる経営体」と呼び、今後5年間の農地の集積計画や利用図を作成し、5年後の土地(農地)利用の設計図を描きます。